

復興特別立法

第1弾

政府・民主党は、大震災の早期復旧と復興のために必要な特例などを定める法案をまとめ、第1次補正予算とあわせて順次国会に提出しています。

4月19日
提出

「地方税法の一部を改正する法律案」 「東日本大震災の被災者等に係る国税 関係法律の臨時特例に関する法律案」

個人の住宅や企業の事業用資産等の損失についての控除や還付の拡充、被災自動車の買い換え車両に係る自動車重量税免税や自動車取得税等の非課税、大震災関連寄付に係る寄付金控除の拡充などの特例を定めます。

4月22日
提出

「東日本大震災による被害を受けた公共 土木施設の災害復旧事業等に係る工事の 国等による代行に関する法律案」

被災県・被災市町村によっては公共土木施設の復旧事業の遂行が困難な状況にあることから、当該地方公共団体からの要請によって国または県がその工事を実施できるようにします。

補正予算と
同日に
提出予定

「東日本大震災に対処するための特別の 財政援助及び助成に関する法律案」

甚大な被害を受けた地方公共団体等での復旧公共事業や施設整備等への財政援助、被災者への社会保険料免除、農林漁業者や中小企業者への金融支援等の助成を行います。

「平成23年度における地方交付税の総額 の特例等に関する法律案」

大震災に係る特別の財政需要に対応するため、特別交付税の総額を1200億円増額します。

「東日本大震災に対処するための土地改 良法の特例に関する法律案」

大震災による津波災害に対して早期の営農再開を図るため、国等が農地の緊急の災害復旧や除塩事業を実施できるようにします。

「東日本大震災に伴う海区漁業調整委員会 及び農業委員会の委員の選挙期日等の 臨時特例に関する法律案」

海区漁業調整委員会や農業委員会の委員の任期満了による選挙を実施できない地方公共団体について、期日の延期をできるようにします。

検討し近く
提出予定

「東日本大震災復興の基本方針及び組織 に関する法律案」

大震災被災地の本格的な復興に向けた理念、計画策定、実施組織等について定めるものです。

※一部の法案名は4月21日時点の仮称